

出産・子育て・教育

出 産

妊娠届・母子健康手帳の交付

保健予防課 保健サービス係

☎ 5722-9503 FAX 5722-9508

碑文谷保健センター 保健サービス係

▶ ☎ 3711-6446 FAX 5722-9330
各地区サービス事務所（東部地区を除く）

参照▶ P8・10

戸籍住民課 住民記録係

☎ 5722-9884 FAX 5721-7814

医療機関等で妊娠の診断を受けたかた（外国人住民も含む）は、妊娠届をいずれかの係に提出してください。母子健康手帳と「母と子の保健バッグ」をお渡しします。「母と子の保健バッグ」には、妊娠中や出産後の母子の健康のための書類が入っています。

ゆりかごめぐろ（出産・子育て応援事業）

保健予防課 保健相談係

▶ ☎ 5722-9504 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健相談係

☎ 3711-6447 FAX 5722-9330

すべての妊婦のかたを対象に、保健師、助産師、看護師が面接し、妊娠、出産、子育てについての相談を行います。ゆりかご面接を受けたかたには、ゆりかご応援グッズ（子育て応援グッズ）をさしあげます。

●妊産婦保健相談

妊娠期から、健康や出産に関して保健師等が電話・面接・訪問等でご相談に応じます。

妊産婦の健康診査

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係

☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

●妊婦健康診査

妊婦健康診査を14回、妊婦超音波検査を4回、子宮頸がん検診を1回、公費負担（一部助成）しています。「母と子の保健バッグ」（母子健康手帳を交付するときにお渡しします）の中の子健康診査受診票を、都内の契約医療機関にお持ちください。公費負担には上限があるため検査項目、検査方法によっては自己負担が生じます。また、里帰りなどにより都外医療機関で自己負担された場合の助成制度もあります。

●妊産婦歯科健康診査

妊婦と出産後12カ月未満の産婦を対象に、歯科疾患の早期発見および予防を図ります。受診券は母と子の保健バッグに同封されています。

●保健指導票の交付

生活保護を受けている世帯、および住民税が課税されていない世帯の妊産婦・乳幼児に対し、契約医療機関で必要な保健指導（一部の健診）が受けられる保健指導票を交付します。

出産準備教室

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係

☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

どちらかが初めて出産を迎える目黒区在住の妊婦（実施日時時点で妊娠6カ月（20週）以降のかた）とそのパートナーを対象に、赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴などの実習を行っています（育児に参加する祖父母等も可）。

入院助産費用の援助

▶ 子ども家庭支援センター ひとり親・生活支援係
☎ 5722-9862 FAX 5722-9684

出産費用にお困りのかたは、出産費用の援助が受けられます。ただし、所得制限があります。また、所得税額により費用の一部負担があります（指定病院あり）。事前にご相談ください。

出産育児一時金

▶ 国保年金課 給付係
☎ 5722-9811 FAX 5722-9339

国民健康保険加入者が出産すると、「出産育児一時金」として50万円が支給されます（以前加入していた健康保険から出産育児一時金に相当する給付が受けられる場合を除く）。なお、「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度・受取代理制度」を利用した場合は、出産費用に充てるため、保険者から医療機関等へ直接出産育児一時金が支払われます。※出産日が令和5年3月31日以前のときは、42万円が支給されます。

妊娠高血圧症候群などの医療費助成

保健予防課 保健管理係

▶ ☎ 5722-9396 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係

☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

妊娠中に入院治療を必要とする妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患のかたに、医療費を助成します。ただし、症状の認定基準、入院日数、所得などによる制限があります。また、入院時の食事療養費は患者自己負担となります。

東京都出産・子育て応援事業 (国の出産・子育て応援給付金)

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

妊娠期から出産・子育て期にわたり、一貫して身近な地域で相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産育児用品の購入費等の一部を支援する「経済的支援」を一体的に実施します。「経済的支援」については東京都の広域連携事業に基づき、専用サイトで利用可能な電子クーポンを支給します。妊娠中に「出産応援ギフト」として5万円分、出生後に子ども1人あたり「子育て応援ギフト」として10万円分の電子クーポンを支給します。本事業の詳細はウェブサイトをご確認ください。

出生届・出生通知票の提出

戸籍住民課 戸籍届出係

▶ ☎ 5722-9786 FAX 5721-7814
保健予防課 保健サービス係
☎ 5722-9503 FAX 5722-9508

●出生届(戸籍住民課 戸籍届出係)

子どもが生まれたら、出生届を提出してください。その際には母子健康手帳をご持参ください。

参照▶ P21「戸籍の届け出」

●出生通知票(保健予防課)

「母と子の保健バッグ」の中の「目黒区母子保健事業のご案内」に掲載の二次元コード、あるいは、ウェブサイトよりオンラインで提出してください。

新生児誕生祝金

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508

子どもの出産に係る経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう、新生児1人につき2万円の誕生祝金を支給します。対象は出生日時時点で目黒区に住民票があり、出生通知票を提出した世帯です。子どもの出生日から3か月以内に、目黒区のウェブサイトからオンラインでご申請ください。

赤ちゃん訪問(産婦・新生児訪問)

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

赤ちゃんが生まれたすべてのお宅へ、保健師または助産師が訪問しています。体重測定、母乳やミルクのこと、入浴方法、育児相談などを行います。お母さんのからだのこともご相談ください。

産後ケア事業

保健予防課 保健相談係

▶ ☎ 5722-9504 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健相談係
☎ 3711-6447 FAX 5722-9330

産後、家族から十分な家事や子育ての支援が受けられない、また母体の回復や育児に不安のある産婦のかた、授乳に不安のある方を対象に、助産師等の専門職から指導、ケアが受けられます。利用にあたっては条件があります。対象、利用料金等詳細についてはウェブサイトをご覧ください。各係までお問い合わせください。

●訪問型

「母乳が足りているか」「体調がすぐれない」など心配のある、産後12か月までの産婦とその赤ちゃんに対して、助産師が訪問し、授乳相談や育児相談をお受けします。

●宿泊型

区が委託した施設に宿泊し、助産師から授乳・育児の指導やケアを受けることができます。

●通所(集団)型

助産師から産後の身体のケアや赤ちゃんとの過ごし方、子育てについてお話をしたり、参加者同士で交流することができます。

子どもの健康管理

保健予防課 保健サービス係

▶ ☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

●先天性代謝異常等検査

放置すると知的障害などの症状に至るフェニルケトン尿症などの先天性代謝異常を早期に発見するため、生後5日目～7日目の赤ちゃんから微量の血液を採取し検査します。希望者は病院・診療所にご相談ください。なお、採血などの料金は保護者負担となります。

●新生児聴覚検査

生後50日以内の赤ちゃんを対象に、新生児聴覚検査を1回、公費負担(一部助成)しています。「母と子の保健バッグ」(母子健康手帳を交付するときにお渡しします)の中の新生児聴覚検査受診票を、都内の契約医療機関にお持ちください。公費負担には上限があるため検査項目、検査方法によっては自己負担が生じます。また、里帰り等により都外医療機関で自己負担された場合の助成制度もあります。

●乳幼児健康診査

4か月・3歳の健診は保健予防課・碑文谷保健センターで、6～7か月、9～10か月・1歳6か月・4～5歳の健診は委託医療機関で行います。該当者には通知しますので忘れずに受診してください。

乳幼児健康診査の結果、異常の疑いが認められたときは、専門医療機関で精密検査が受けられる制度があります。

○4か月児・6～7か月児・9～10か月児健診

発育状態や病気の有無について、健康診査を行います。

○1歳6か月児健診

歩く、話すなど行動発達の状態がほぼ明確になる1歳6か月児に、内科的な診査と精神発達面の診査を行います。

○3歳児健診

幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に、身体発育・運動機能・生活習慣などの健康診査を行います。

○4～5歳児健診

健診の機会の少ない幼児・健康に不安のある幼児などを対象に、身体的・情緒的発達面の健康診査を行います。

●乳幼児歯科健診

子どもの歯を虫歯から守るため、1歳6カ月・2歳・3歳児の歯科健診を行います。

●5～6歳児フッ素塗布

萌出して間もない永久歯に対し、歯質強化のためフッ素塗布を実施しています。

ファーストバースデーサポート事業

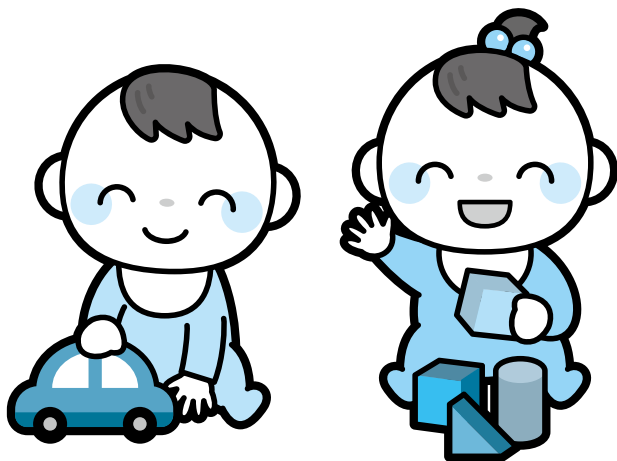
▶ 保健予防課 保健サービス係

☎ 5722-9503 FAX 5722-9508

区として健診や訪問がない1歳の子どもがいるご家庭の子育てを応援するため、1才の誕生日頃にアンケートを実施し、育児に役立つギフト(第1子1万円相当、第2子2万円相当、第3子3万円相当)を支給するとともに、子育て支援情報の提供、ご家庭の状況把握や相談支援を行います。

※令和5年4月1日以降ご出生の子どもがいるご家庭には支給額を拡充予定です。

※本事業の詳細はウェブサイトをご確認ください。



子どもの予防接種

▶ 保健予防課 予防接種係

☎ 5722-7047 FAX 5722-9508

おおむね標準接種年齢時に通知します。標準接種年齢を過ぎて転入されたかたは、保健予防課予防接種係にお問い合わせください。

| 種類 | 標準接種年齢 | 実施方法 | |
|--------------------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------|
| ロタウイルス | ロタリックス【1価】 | 生後2か月～出生24週0日後(初回接種は出生14週6日後まで) | |
| | ロタテック【5価】 | 生後2か月～出生32週0日後(初回接種は出生14週6日後まで) | |
| ヒブ | 2～7カ月未満(標準接種開始時期) | 指定医療機関で個別接種 | |
| 小児用肺炎球菌 | 2～7カ月未満(標準接種開始時期) | | |
| B型肝炎 | 2～9カ月未満 | | |
| DPT-IPV 4種混合(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)(※1) | 初回(3回) | | 2～12カ月未満 |
| | 追加 | | 初回終了後12～18カ月未満 |
| BCG | 5～8カ月未満 | | |
| 水痘(水ぼうそう) | 1回目 | | 12～15カ月未満 |
| | 2回目 | | 1回目終了後6～12カ月未満 |
| MR(麻しん・風しん) | 1期 | | 1歳 |
| | 2期 | | 小学校就学前の1年間 |
| 日本脳炎(※2) | 1期 | | 初回(2回):3歳 |
| | 2期 | | 追加:4歳 |
| DT2期 2種混合(ジフテリア・破傷風) | 9歳 | | |
| ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)(※3)(※4) | 11歳 | | |
| | | 中学1年生に相当する年齢 | |

※1 DPT-IPV4種混合の接種は、令和5年4月から、接種開始が生後3カ月から生後2カ月になりました。

※2 日本脳炎は17～21年度の積極的勧奨の差し替えにより接種の機会を逃したかた(平成7年4月2日～平成21年10月1日生まれ)については特例で接種を受けることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※3 ヒトパピローマウイルス感染症は、平成25年6月14日より積極的勧奨を差し控えていましたが、令和4年4月から勧奨を再開しました。接種機会を逃したかた(平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性)への接種(キャッチアップ接種)について、令和7年3月31日まで実施しています。詳しくはお問い合わせください。

※4 2価ワクチン(サーバリックス)と4価ワクチン(ガーダシル)の2種類のみ、定期接種として公費で受けられましたが、令和5年4月から9価ワクチン(シルガード9)が定期接種に加わりました。

●任意予防接種助成

| 種類 | 助成額 | 助成対象年齢 | 接種場所 |
|-----------|----------------|---|----------|
| おたふくかぜ | 3,000円(1人1回のみ) | 1歳以上4歳の誕生日の前日まで | 区内契約医療機関 |
| 小児インフルエンザ | 1,000円(1回につき) | 生後6カ月から12歳は2回(※1) 13歳から15歳(中学3年生は1回) | 区内契約医療機関 |

※1 助成回数は、1回目の接種時の年齢を基準とします。1回目接種時に12歳のお子様か、2回目接種時に誕生日を迎えて13歳になっていても、助成回数は2回となります。小児インフルエンザ予防接種の費用助成は、10月1日から翌1月31日までの接種が対象です。

育児相談・育児学級

保健予防課 保健サービス係

☎ 5722-9503 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

●育児相談 参照 P17

●離乳食講座(予約制)

生後4~6か月児の保護者の方を対象に、離乳食をはじめ時のポイントや進め方についての講座を行っています。

●はじめての子育ての集い(予約制)

第1子で生後2か月から5か月までの赤ちゃんと保護者の会です。情報交換や仲間づくりを目的に実施しています。

●はじめての歯みがき練習(予約制)

歯が8本くらい生えた10か月ころから1歳5か月までのお子さんを対象に実施しています。

多胎プレファミリー講座

☎ 3711-6447 FAX 5722-9330

多胎児を妊娠中の妊婦とそのご家族がオンラインで集まり、多胎妊娠・出産・育児に携わる専門家による講義や多胎児育児経験者の先輩パパママによる多胎児育児体験談を聞くことができます。予約制です(先着順)。

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

多胎児懇談会

☎ 3711-6447 FAX 5722-9330

多胎児とご家族が集まり、交流を深めたり情報交換を目的とした懇談会を行っています。

育児のポイントや悩みなど、皆さんで話し合しましょう。予約制です(先着順)。

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

子どもの医療費助成

☎ 5722-9864 FAX 5722-9328

国内の健康保険に加入している区内在住の0歳~18歳(18歳到達後最初の3月31日)までの子どもの医療費の保険診療の自己負担額を助成します。この制度を受けるためには、医療証の交付申請手続が必要です。なお、生活保護受給者・施設入所者および里子など、一部助成対象にならないかたもいます。

医療費助成

保健予防課 保健管理係

☎ 5722-9396 FAX 5722-9508
碑文谷保健センター 保健サービス係
☎ 3711-6446 FAX 5722-9330

●養育医療

出生体重が2,000グラム以下または呼吸器系や消化器系の異常があるなどで、医師が入院養育を必要と認めた場合、指定された病院(養育医療機関)に入院すると、医療の給付を行います。医療保険を使って治療した場合の自己負担額が助成されます。

●自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある18歳未満の児童で、手術等によって障害の改善が見込まれるかたを対象に、その医療費の助成を行っています(指定された育成医療機関のみ)。原則として、医療費の10パーセントは自己負担となりますが、世帯の所得や疾病等に応じて月額自己負担上限額を定めています。また、入院時の食事療養費は患者自己負担となります。

●小児慢性特定疾病の医療費助成

次の疾病の治療を受ける18歳未満のお子さんの医療費を助成します(一部自己負担あり)。

- 悪性新生物
- 先天性代謝異常
- 膠原病
- 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- 神経・筋疾患
- 慢性心疾患
- 慢性腎疾患
- 血液疾患
- 糖尿病
- 内分泌疾患
- 慢性消化器疾患
- 免疫疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 皮膚疾患
- 骨系統疾患
- 脈管系疾患

●小児精神障害者入院医療費助成

精神障害およびそれに付随する軽い疾病の18歳未満(20歳未満まで延長する場合あり)のお子さんで、入院治療を要する場合に医療費を助成します(一部自己負担あり)。

●療育給付

骨関節結核その他の結核によって、長期の入院が必要な18歳未満のかたを対象に、医療費の給付および学習や療養生活に必要な物品の支給を行います。医療保険を使って治療した場合の自己負担額が助成されますが、ご家族の収入に応じて費用の一部を負担していただきます。対象のかたには、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品を支給します。

●特定不妊治療費(先進医療)助成

東京都の特定不妊治療費(先進医療)助成事業の承認決定を受けている夫婦(事実婚を含む)を対象に、保険適用された特定不妊治療と併用して行う先進医療の費用の一部を助成します。

ファミリー・サポート・センター

▶ 目黒区社会福祉協議会 (総合庁舎別館内)
☎ 3714-9047 FAX 3711-4954

育児と仕事の両立および子育て家庭の育児を支援する会員制の組織です。センターが、育児援助を希望するかた(ファミリー利用会員)に、育児援助を行いたいのかた(ファミリー協力会員)を紹介し、一時的・補助的なサポートをすることで地域の子育て環境づくりに努めます。

●登録手続

会員になるには登録が必要です。利用を希望するかたは、ウェブサイトを確認していただくかセンターにお問い合わせください。

なお、協力会員は、基礎研修の受講が必須となります。

●援助内容など

育児援助の内容 保育施設への送迎とその前後の保育、未就園児の一時保育、学童保育終了後の保育などがあります

謝礼 利用会員は平日は1時間につき800円。土・日・祝日・休日・年末年始は1時間につき1,000円を協力会員に支払います。なお、交通費・食費などの実費は別途負担となります

子育て相談

▶ 保育課 保育指導係
☎ 5722-9867 FAX 5722-9659

家庭での乳幼児の育児に関するさまざまな悩み(夜泣き・離乳食の与え方・おむつをはずす時期など)について、電話や来園による相談を行います。また、相談内容によって専門機関への紹介も行います。

●子育てふれあいひろば

就学前の子どもを持つご家庭の皆さんが安心して子育てができるように、遊び、相談、情報提供、各種講座の開催などを行い、子育てを応援しています。参照▶ P16

子育てふれあいひろば(遊び場開放)

| |
|--|
| 青葉台2-10-27(菅刈保育園内) ☎3462-0886 月～金曜日 9時～11時、14時30分～16時 |
| 上目黒2-15-8(第二上目黒保育園内) ☎3719-8658 月～金曜日 9時～12時、14時～16時 土曜日 9時～12時 |
| 目黒1-7-16(目黒保育園内) ☎3779-1386 火～木曜日 9時30分～12時30分 |
| 目黒本町2-25-14(第二ひもんや保育園内) ☎3713-8077 月・火・木曜日 9時15分～12時15分 |
| 原町1-20-16(原町保育園内) ☎3712-5178 月～金曜日 9時～12時、14時～16時 土曜日 9時～12時 |
| 八雲3-10-18(八雲保育園内) ☎3718-4244 月～金曜日 9時～12時、14時～16時 土曜日 9時～12時 |
| 大橋2-16-6 小さい花の家2F(小さい花の家(双葉の園保育園)内) ☎080-6693-8787 月～金曜日 9時30分～16時 |
| なのはなひろば(油面ちとせ保育園内) ☎6452-3320 火～木曜日 9時～12時、13時30分～15時30分 |
| 東山ふれあいひろば(目黒東山ちとせ保育園内) ☎3715-7716 火～木曜日 9時～12時、13時30分～15時30分 |
| 祐天寺2-6-6(上目黒住区センター児童館内) ☎3793-1251 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時 ※第2・4日曜日・祝日・休日を除く |

●保育園

保育士・栄養士・看護師が相談に応じます。

そのほか区立保育園では、園庭開放、育児講座、園児とあそぼう会などを開催しています。また、実際の保育を見学することもできます。

| | 保育園名 | 電話 (相談専用) | 保育園名 | 電話 (相談専用) |
|----|-------|--------------|--------|--------------|
| 区立 | 駒場 | ☎3469-6884 | 目黒本町 | ☎3792-6376 |
| | 菅刈 | ☎3462-5494 | 原町 | ☎3712-4485 |
| | 第二上目黒 | ☎3719-8604 | 南 | ☎3717-5069 |
| | 田道 | ☎3760-3936 | ひもんや | ☎3712-1015 |
| | 不動 | ☎3792-7412 | 第三ひもんや | ☎3716-8423 |
| | 中町 | ☎3719-2645 | 鷹番 | ☎3710-1266 |
| | 祐天寺 | ☎3719-5318 | 大岡山 | ☎3724-1650 |
| | 中央町 | ☎3719-5887 | 八雲 | ☎3718-4072 |

区立の相談時間は、月～金曜日10時～16時。私立の相談時間は、各園にお問い合わせください。

参照▶ P102・103「施設ガイド」(私立)

ほ・ねっとひろば

▶ 子育て支援課 利用者支援係
☎ 5722-9596 FAX 3715-7604

●子育て総合相談窓口

子ども(0歳から18歳未満)と子育てに関する悩みや相談について、一緒に考え、必要に応じて情報の提供を行ったリ、適切なサービスや支援機関を紹介しています。

開設日 月～土曜日
(日曜日、祝日・休日、年末年始は休み)

相談電話 ☎3715-2641 FAX3715-7604

相談時間 8時30分～17時

●子育てふれあいひろば

乳幼児と保護者のかたが一緒に利用できるあそびのひろばです。おむつ替え、授乳スペースもあります。

開設日 月～土曜日
(日曜日、祝日・休日、年末年始は休み)

利用時間 10時～12時30分
13時30分～16時
おむつ替え・授乳は8時30分～17時

発達相談

▶ 目黒区児童発達支援センター 相談支援「ひまわり」
☎ 3792-6691 (相談専用)

お子さんの「ことばの遅れ」「人とのかかわり」「理解」「行動」などの発達や障害についてのご相談をお受けします。専門スタッフが丁寧に伺い、一緒に考えていきます。また、ご相談の内容により、専門相談や発達検査をご案内します。

相談日 月～金曜日(土・日・祝日・休日・年末年始は休み)
対象 乳幼児から18歳までの発達に心配やかたよりのあるお子さんや、障害のあるお子さんとその保護者・家族・関係機関のかた
スタッフ 相談支援専門員・心理相談員・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士

▶ 目黒区発達障害支援拠点 ぼると
☎ 6412-7151 FAX 3760-0521

お子さんの発達の偏りやコミュニケーションの課題など、発達障害に関するご相談をお受けします。専門の相談員がお話を伺い、各関係機関と連携を取りながら、ご本人や保護者、支援者と一緒に考えていきます。

相談日 月～土曜日(日・祝日・年末年始は休み)9時～17時
対象 子どもから大人まで発達障害および発達障害の特性がある方やその家族、目黒区内の事業所の支援者
スタッフ 公認心理士、社会福祉士、特別支援教育士、精神保健福祉士(令和5年12月1日現在)

子ども相談室

めぐろはあとねっと(子どもの権利擁護委員制度)



子育て支援課 利用者支援係

☎ 5722-9596 FAX 3715-7604

子どもが「悩みがある」「いやな思いをした」「話したい」「助けてほしい」などつらいときに、電話で相談ができるところです。相談員は、子どもからの声を聴き一緒に考えます。

本人の希望により、子どもの権利擁護委員(弁護士と公認心理師)と面談もできます。また申し立てがあれば、子どもの「最善の利益」を守る立場で調査・調整を行います。

相談日 水～土曜日 10時～17時
(祝日・休日・年末年始を除く)

相談電話 ☎ 0120-324-810

対象 子どもや保護者、その関係者

子どもについての相談

- 子育て相談
- 児童相談 など] 参照▶ P16・17

保育施設などの利用



保育課 保育施設利用係

☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

保育施設などは、保護者が働いていたり、病気になったりして、昼間子どもの保育ができないとき、保護者に代わって保育を行う所です。次のいずれかの事情によりお預かりします。

- 保護者が家の外で働いている場合
- 保護者が家庭内で働いている場合
- 保護者が出産・病気などの場合
- 保護者が同居親族の看護、介護をしている場合
- 災害に遭い、復旧に当たっている場合
- その他家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合

認可保育園(区立・私立)、地域型保育事業があり、保育料は家庭の収入状況によって異なります。

参照▶ P102・103「施設ガイド」

- 保育園入園相談 参照▶ P16

一時保育



保育課 保育係

☎ 5722-9865 FAX 5722-9659

一時的に保育が必要な場合に、区内の認可保育所や小規模保育所でお預かりします(実施施設は次の一覧のとおり)。利用の申し込みおよび注意事項などの詳細は各施設にお問い合わせください。

| | |
|----|---|
| 対象 | 集団保育可能な区内在住の4カ月～未就学児 ※アンジェリカ下目黒2丁目保育園及び小規模保育所は2歳児クラスまで |
| 時間 | 月～金曜日 8時～17時(休日を除く) (小規模保育所は18時まで) |
| 料金 | 1時間500円。原則、事前払い込み キャンセル料がかかる場合があります |

| | 定員 | 施設名など |
|------------|--------------------------|---|
| 認可保育所 | 3人 | 中目黒駅前保育園 上目黒1-26-1 ☎ 3714-7377 |
| | 3人 | 目黒保育園 目黒1-7-16 ☎ 3779-1381 |
| | 3人 | 第二ひもんや保育園 目黒本町2-25-14 ☎ 3713-8994 |
| | 3人 | 桑の実中目黒保育園 上目黒3-37-24 ☎ 090-8506-6422 |
| | 2人 | 中目黒どろんこ保育園 中目黒5-7-4 ☎ 6452-4375 |
| | 4人 | 双葉の園保育園 大橋2-16-6 ☎ 080-6607-4128 |
| | 4人 | アソシエ柿の木坂保育園 柿の木坂2-14-4 ☎ 080-5868-9628 |
| | 7人 | 目黒かえで保育園 中央町2-32-22 ☎ 6303-1571 |
| | 4人 | のぞみ保育園 東山2-19-1 ☎ 3466-0269 |
| | 4人 | しいのき保育園 五本木2-20-20 ☎ 5725-1766 |
| | 4人 | 双葉の園ひがしやま保育園 東山2-20-16 ☎ 080-9448-0772 |
| 保小規模 | 4人 | アンジェリカ下目黒2丁目保育園 下目黒2-2-2 ☎ 5759-8236 |
| | 4人 | 目黒天空ちとせ保育園 東山2-7-14 ☎ 3792-5050 |
| 認可定員の空き定員内 | 実施施設については区のウェブサイトをご覧ください | |

- ※事前に登録が必要です
- ※食事・おやつ代は実費負担です
- ※紙おむつなど持参してください
- ※実施調整中の施設については実施が決定し次第、区のウェブサイト等でお知らせします

ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

保育課 保育係



☎ 5722-9865 FAX 5722-9659

放課後子ども対策課 放課後子ども施設係

☎ 5722-9358 FAX 5722-9328

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、助成要件を満たしたベビーシッターを利用する際に料金の一部を助成します。
対象児童 0歳～満9歳になる年度の末日までの児童で、保育の認定は問わないため、認可保育園等に通っていても利用可能です。

対象事業者 東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者

上限時間・金額 児童1人につき、年度あたり144時間まで(未就学児の多胎児の場合は児童1人につき288時間まで)申請可能で、利用料金のうち「純然たる保育サービス提供対価」のみを助成します。

| 利用時間区分 | 利用時間帯 | 1時間あたり上限金額 |
|--------|---------|------------|
| 日中利用 | 7時～22時 | 2,500円 |
| 夜間利用 | 22時～翌7時 | 3,500円 |

詳細はウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

乳幼児・子どもショートステイ

▶ 子ども家庭支援センター 事業係 ☎ 5722-6836 FAX 5722-9684

保護者の方が入院、出産、仕事の出張等の理由で一時的に子どもの養育ができないとき、施設において宿泊を伴った一時預かりをします。

利用開始日の7日前までにお申し込みください。利用については、区にお問合せください。

期間 1か月につき7日以内

料金 1泊2日1人あたり6,000円

| 対象 | 施設 | 住所 |
|-----------|--------------------|-------------|
| 0歳から2歳未満 | 日本赤十字社医療センター 附属乳児院 | 渋谷区広尾4-1-1 |
| 2歳から小学6年生 | 児童養護施設 目黒若葉寮 | 目黒区大橋2-19-1 |

緊急一時保育

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

保護者が病気・出産・同居親族の入院などで急に子どもの保育ができなくなり、家族の中に保育をする人がいない場合、区立保育園で一時的にお預かりします。

対象 区内在住の生後57日から小学校就学前までの健康な子ども

期間 診断書等の期間、最長2カ月以内(ただし出産の場合は出産のために入院した日から2週間以内)

日時 保育園開園日の8時30分～17時(4カ月児以上は7時15分～18時15分)の間で、必要な時間

定員 各保育園1人。ただし、兄弟姉妹は園の空き状況に応じて対応します

費用 1日1,200円(生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料)

家庭福祉員 (保育ママ)

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

保護者が働いているなどの理由で、昼間保育をする人がいない区内在住の乳幼児(0歳～2歳児)を、保育士などの資格を有し、区の認定を受けた家庭福祉員が自宅などで預かって保育します。

小規模保育

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

保護者が働いているなどの理由で、昼間保育をする人がいない区内在住の乳幼児(0歳～2歳児)を6人から19人までの定員で保育を行います。保育料は保護者の収入状況によって異なります。

参照▶ P103「施設ガイド」

事業所内保育

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

事業所内保育所は、会社等の事業所の保育施設で、従業員のお子さま(従業員枠)と地域のお子さま(地域枠)と一緒に保育する施設です。従業員枠と地域枠については、申込方法・対象年齢等が異なります。

詳細は保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

参照▶ P103「施設ガイド」

定期利用保育

▶ 保育計画課 保育計画係 ☎ 5722-9866 FAX 5722-8715

保育が必要な児童を一定程度継続的(2カ月以上)に保育する事業で、区立鷹番保育園の空きスペースを活用して実施します(令和6年3月末で終了予定)。

保育時間、定員、利用時間などの詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

認可外保育施設保育料助成

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

東京都認証保育所等を利用するご家庭の保育料の一部を助成します。保育の必要性の認定(2号または3号)を受けているなどの要件を満たしたかたが対象です。助成を希望される場合は、昨年度制度利用の有無にかかわらず、新しく申請が必要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化 (認可外保育施設等を利用するかた)

▶ 保育課 保育施設利用係 ☎ 5722-9868 FAX 5722-9659

保育の必要性の認定を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童は月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童は月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。対象施設は区市町村から「確認」を受けた認可外保育施設等です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。保育課保育施設利用係までお問合せください。

病後児保育



保育課 保育係

☎ 5722-9865 FAX 5722-9659

保育園などに通園中の乳幼児が病気の回復期にあつて、集団保育の困難な期間、勤務の都合などで乳幼児を養育する人がいない場合に、区が指定した施設で一時的に乳幼児をお預かりします。利用の申し込みおよび注意事項などの詳細は各施設にお問い合わせください。

| 実施施設 | 所在地 | 電話 | 利用日時 | 定員 | 利用料金 | 利用料の支払い |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------|--|-----------|--------------|-----------------------|
| 武田医院 病後児保育室 すくすく ナーサリー | 目黒区 八雲 3-5-3 | ☎ 5726-3170 | 月～金曜日 午前8時30分～午後6時30分 祝日、年末年始、夏期休業を除く *予約受付(電話) 午前9時～午後6時 | 4人/ 1日 | 1日 2,100円 | 利用当日、施設に お支払いください。 |
| Jキッズピース 三宿保育園 病後児保育室 | 目黒区 東山 2-26-20 | ☎ 080-3760-4483 | 月～金曜日 午前8時～午後6時 祝日、年末年始を除く *予約受付(電話) 午前8時30分～午後5時30分 | | | |
| ロコキッズケア | 目黒区 東山 1-9-8 高橋ビル | ☎ 3714-6565 | 月～金曜日 午前8時～午後6時 祝日、年末年始、夏季休業を除く *予約受付 電話： 午前8時～午後4時 インターネット：利用したい日の前日 午前12時～当日午前11時 | | | |
| たんぽぽ 病後児保育室 | 目黒区 原町 2-1-24 新富士ビル 201号 | ☎ 6452-3669 | 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 祝日、年末年始、夏季休業を除く *予約受付(電話) 月～金曜日 午前11時～午後5時 | | | |

※区内在住の生活保護世帯、児童福祉法による里親世帯、区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税均等割のみ課税世帯については、利用料の助成があります。

乳児院



東京都品川児童相談所 品川区北品川 3-7-21

☎ 3474-5442

保護者のいない乳児、保護者が病気や経済的理由で養育が困難な乳児を満2歳まで養育します。

チャイルドシートのレンタルあっせん



土木管理課 交通安全係


☎ 5722-9442 FAX 5722-9636

利用期間 15日間まで、1か月間、2か月間、3か月間、6か月間
(一部商品は9か月間)

利用料金 通常料金の15パーセント引き。
※レンタル料金が、9,900円未満の商品は別途配送料1,000円がかかります。

申込先 愛育ベビー(☎0120-350-540)
(携帯電話からは☎048-469-2221)

子どものための諸手当


子育て支援課 手当・医療係 **FAX 5722-9328**
児童手当 **☎5722-9162**
児童育成手当・児童扶養手当等 **☎5722-9645**

児童が健やかに育つことを目的に、各種の手当があります。ただし、いずれの手当も申請手続が必要です。なお、いずれの手当も児童が児童福祉施設などに入所している場合は、受けられません。各手当の所得制限額等についてはお問い合わせください。

| 種 別 | 支給要件 | 手当月額 | 所得制限 |
|----------|--|---|------|
| 児童手当 | 中学校修了前の児童(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)を養育しているかた | 児童1人につき ①所得制限限度額未満の場合 0～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前(第1・2子) 10,000円 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ②所得制限限度額以上の場合 0歳～中学校修了前 5,000円 ③所得上限限度額以上の場合 支給なし | あり |
| 児童育成手当 | 次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)を養育しているかた ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母に重度の障害がある児童 ④父または母が生死不明である児童 ⑤父または母が1年以上拘禁されている児童 ⑥父または母に1年以上遺棄されている児童 ⑦婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない児童 ⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 | 児童1人につき13,500円 | あり |
| | 20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を養育しているかた ①愛の手帳1～3度程度の児童 ②身体障害者手帳1・2級程度の児童 ③脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 *上記手帳等級にも一部対象外があります | 障害児1人につき15,500円 | あり |
| 児童扶養手当 | 次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日以降の最初の3月31までの児童、または20歳未満で中度以上の障害がある児童)を養育しているかた ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母に重度の障害がある児童 ④父または母が生死不明である児童 ⑤父または母が1年以上拘禁されている児童 ⑥父または母に1年以上遺棄されている児童 ⑦婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない児童 ⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 *公的年金受給額が児童扶養手当額以上のかたは支給されない場合があります | 所得により支給額が異なります 1人目の受給児童 全部支給 44,140円 一部支給 10,410円～44,130円 2人目の受給児童 5,210円～10,420円 3人目以降の受給児童 3,130円～6,250円 (所得に応じて上記の範囲で決定) | あり |
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を養育しているかた(児童が障害を理由とする公的年金を受けている場合は対象になりません) ①愛の手帳1～3度程度の児童 ②身体障害者手帳1～3級程度の児童 ③前記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童 *上記手帳等級にも一部対象外があります | 障害児1人につき 重度 53,700円 中度 35,760円 | あり |

※各手当の支給要件、手当月額は変更される場合があります。目黒区ウェブサイト等で、ご確認をお願いします

関連情報

親子ふれあい入浴デー

産業経済・消費生活課 商店街振興係
☎5722-9881 FAX5722-9169

公衆浴場組合目黒支部では、公衆浴場に親しんでいただくため、毎月1回「親子ふれあい入浴デー」を設けています。当日は、区内にお住まいの保護者と子ども(小学生以下)が2人1組で区内の各公衆浴場に無料で入浴できます。

日頃忙しいお父さん・お母さん、お風呂でお子さんとは楽しく触れ合ってみませんか。

日時 毎月第2日曜日 各公衆浴場営業時間内
場所 公衆浴場組合目黒支部加盟公衆浴場
※一部の浴場では実施していません

参照▶ P108「施設ガイド」

小学生以下のおさんは、しょうぶ湯(5月上旬)、ゆず湯(12月下旬)も無料で入浴できます。

主任児童委員

▶ **子ども家庭支援センター 事業係**
☎ 5722-6836 FAX 5722-9684

児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童相談所・学校・児童館や子ども家庭支援センターなどと連携して、児童の健全育成活動や子育て・要保護児童の支援活動をサポートします。担当の主任児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。

家事育児支援ヘルパー派遣

▶ **子ども家庭支援センター 事業係**
☎ 5722-6836 FAX 5722-9684

妊産婦または赤ちゃんのいる家庭で、育児や家事援助が必要な場合に、家事育児支援ヘルパーを派遣します。

利用対象 区内在住の妊産婦または赤ちゃんの養育者

利用時間 午前8時～午後7時(1月1日～3日を除く)

利用料金 1時間500円(開始6時間までは無料)、減免あり

| 対象 | 利用期間 | 利用上限時間数 |
|-----|--------------------|---------|
| 単胎児 | 出産予定日の1か月前から1歳未満まで | 60時間 |
| 多胎児 | 出産予定日の1か月前から1歳未満まで | 120時間 |
| | 満1歳から2歳未満まで | 90時間 |

家事育児サポーター（産後ドゥーラ） 利用費助成事業

▶ **子ども家庭支援センター 事業係**
☎ 5722-6836 FAX 5722-9684

産後の心身回復や家事育児のサポート等を行う、区と提携している家事育児サポーター(産後ドゥーラ)の支援サービスを利用した場合に、利用費の一部を助成します。

対象は区内在住で、産後6ヶ月以内の産婦の方(プランニングは産前の利用可能、支援サービスは7ヶ月に達する日の前日まで利用可能)です。

| サービス | 助成金額 | 助成の上限 |
|--------|--------------|--------------|
| プランニング | 1,000円 | 利用者1人につき1回限り |
| 支援サービス | 1時間あたり2,000円 | (単胎児)30時間 |
| | | (多胎児)60時間 |

区立幼稚園の入園

▶ **学校運営課 学事係**
☎ 5722-9304 FAX 5722-9333

区立幼稚園は、ひがしやま幼稚園1園です。

入園資格 区内在住の4歳から小学校就学前の幼児(保護者も区内在住)

保育料 保育料はかかりません

参照▶ P104「施設ガイド」

区立こども園の入園

▶ **学校運営課 学事係**
☎ 5722-9304 FAX 5722-9333

げっこうはらこども園およびみどりがおかこども園では、3歳から小学校就学前の幼児に教育と保育を一体的に実施するほか、給食(中時間保育および長時間保育はおやつを含む)の提供があります。

入園資格

○短時間保育(幼児教育時間)

区内在住の3歳から小学校就学前の幼児(保護者も区内在住)

○中時間保育および長時間保育(幼児教育時間含む)

区内在住の3歳から小学校就学前の幼児のうち、保護者の就労などの理由により幼児教育時間外の保育を必要とする幼児(保護者も区内在住)

保育時間 ○短時間保育 8時50分～14時

○中時間保育 8時30分～16時30分

○長時間保育 7時30分～18時30分

保育料 全ての保育区分で保育料はかかりません

参照▶ P104「施設ガイド」

私立幼稚園児の補助金

▶ **子育て支援課 子育て支援係**
☎ 5722-9892 FAX 5722-9328

満3～5歳児を私立幼稚園等に通園させている保護者に、入園料補助として6万円以内、および保育料補助として所得に応じ、月額16,200円以内を補助します。

また、令和元年10月からの幼児教育の無償化により、所得にかかわらず、施設等利用給付として月額25,700円、および預かり保育料補助として、保育の必要性が認められたかたに対して月額最大11,300円(生活保護、非課税世帯、課税世帯の第2子以降の満3歳児は月額最大16,300円)を補助します。

なお、補助金額は令和5年度の実績です。令和6年度以降は変更になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

児童館

▶ **子育て支援課 児童館係**
☎ 5722-9861 FAX 5722-9328

児童館は、0～18歳の子どもたちが、いつでも誰でも気軽に遊べるみんなの「居場所」です。遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・世代間交流の場として、また、乳幼児と親などの子育てセンターとしても利用されています。

●児童館

プレイルーム・図工室・遊戯室などがある子どもたちの遊び場です。区内に18館あります。

開館時間 月～金曜日 9時～18時

土・日曜日 9時～17時

※中央町児童館、平町児童館、こどもの森児童館、碑住区センター児童館、東根住区センター児童館は、曜日にかかわらず9時～20時(18時以降は中学生・高校生が対象)

休館日 第2・4日曜日、祝日・休日(こどもの日を除く)、年末年始

参照▶ P103「施設ガイド」

●移動児童館

緑が丘児童館 ☎3718-1182

緑が丘児童館が、宮前地域において乳幼児から高校生までを対象に運営しています。

公園や住区センター、小学校の施設を利用して、「幼児のつどい」「移動図書室」「ゲームであそぼう」「工作のつどい」などの児童館活動を行います。

学童保育クラブ



子育て支援課 児童館係

☎ 5722-9861 FAX 5722-9328

保護者が就労・病気・看護・就学などで、学校から帰ってきた児童(小学1～6年生まで)の保育ができない場合、お預かりして保育します。現在、公営14カ所、民営30カ所、私立2カ所の計46カ所あります。

保育時間は下校時から18時15分まで(土曜日は18時まで)。学校休業日の平日は8時15分から18時15分まで(土曜日は8時30分から18時まで)。8時から19時まで延長保育を行っています(日曜・祝日・休日・12月29日～1月3日は休み)。

保育料の負担があります。ただし、負担軽減および減額・免除制度があります。

参照▶ P104「施設ガイド」

障害児通所支援サービス



障害者支援課 発達支援係 ほか

☎ 5722-9510 FAX 3715-4424

18歳未満の障害があるお子さんの療育のため、通える範囲にある事業所において障害児通所支援サービスを利用することができます。利用にあたっては、障害者支援課の相談窓口で申請を行い、利用計画を立てたうえで、支給決定を受けることが必要です。区外の事業所も利用できます。利用する事業所と契約を結んだ後に利用開始となります。

| サービス名 | 内容 | 対象 |
|----------------|--|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います | 障害がある未就学児で通所による療育等の支援が必要なかた |
| 放課後等 デイサービス | 障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います | 障害がある就学児で通所による療育等の支援が必要なかた |
| 保育所等 訪問支援 | 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します | 障害がある未就学児および就学児で、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援が必要なかた |

教育

区立小・中学校の入学



学校運営課 学事係 ☎ 5722-9304

// 保健給食・健康係 ☎ 5722-9306

学校運営課 FAX 5722-9333

小学校入学前の健康診断については、入学する年の前年9月に区から通知をお送りし、10月から11月に各小学校で実施します。

「就学通知書」は小・中学校とも入学する年の前年12月下旬にお送りします。「就学通知書」に付いている回答書に必要事項を記入のうえ、返送してください。国・都・私立学校などへ入学が決定した場合は、「入学承諾書」(学校により、名称は異なります)を受け取り、学校運営課へ提出してください。なお、中学校入学時に限り、指定校の隣接校を選択できる制度があります。入学する年の前年の9月から10月頃に、対象者あてに「選択希望票」を送付します。

区内に居住している外国籍のかたで、区立の小・中学校に入学を希望する場合は、入学手続きが必要です。ただし、就学義務年齢内のお子さんに限ります(中学校については小学校を卒業しているかた)。

放課後フリークラブ

(ランドセルひろば・子ども教室)



生涯学習課 青少年・地域教育支援係

☎ 5722-9279 FAX 3715-3099

放課後および学校休業日に学校施設等を利用して、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人

材を活用して、子どもたちにさまざまな体験の機会を提供することにより、自主性・創造性・社会性を養うことを目的として、放課後フリークラブ事業を実施しています。

ランランひろば



放課後子ども対策課 放課後子ども事業係

☎ 5722-9029 FAX 5722-9328

放課後や夏休みに、小学校の校庭や体育館、特別教室などを活用し、児童の安全・安心な居場所を提供する事業を実施しています。

区立小・中学校の転校



学校運営課 学事係

☎ 5722-9304 FAX 5722-9333

●転出(通学区域が変わる区内転居も同じ)

通学している学校から「在学証明書」などを受け取り、転出先の区市町村で転入手続をした後、指定された学校へ提出してください。

●転入(通学区域が変わる区内転居も同じ)

転入の手続後、「入学指定通知書」を受け取り、指定された学校へ「在学証明書」などと一緒に提出してください。引き続き国・都・私立学校へ通うかたは、「在学証明書」を転入手続をした窓口が学校運営課に提出してください。

ただし、区内転居をされたかたで、国・都・私立学校への入学時などに、「入学承諾書」等を学校運営課へ提出されたかたは、「在学証明書」の提出は不要です。

義務教育費の援助（就学援助費）

▶ 学校運営課 学事係
☎ 5722-9304 FAX 5722-9333

お子さんが小・中学校（私立除く）に就学し、学用品費、給食費、修学旅行費などにお困りのかたへ費用の一部を援助します。援助費は、ご家庭や学校の預金口座への振り込みにより支給されます。

●援助費を受給することができるかた

- ①現在生活保護を受け、小学6～中学3年生の児童・生徒を扶養しているかた（小学1～5年生の児童には生活保護費から就学援助費相当分を支給）
- ②世帯の所得の合計額が一定基準以下のかた（世帯構成、年齢などによって所得基準は変動します）
- ③現在、児童扶養手当を受給している、または国民年金保険料の納付を減免されているなど、教育委員会が定める認定基準に該当するかた

特別支援学級・特別支援教室拠点校

教育支援課 就学相談係

▶ ☎ 5722-9305 FAX 3715-6951
教育支援課 特別支援教育係
☎ 5722-9322 FAX 3715-6951

●知的障害特別支援学級（固定）

八雲小学校（3くみ） ☎3718-6306
菅刈小学校（あすなろ学級） ☎3461-2569
碑小学校（4くみ） ☎3714-1594
鷹番小学校（つくし学級） ☎3714-2594
第八中学校（E組） ☎3714-4594
大鳥中学校（6組） ☎3714-3694

●特別支援教室拠点校

中目黒小学校 ☎3711-7628
五本木小学校 ☎3711-8494
原町小学校 ☎3714-2794
不動小学校 ☎3714-3594
中根小学校 ☎3718-4506
宮前小学校 ☎3718-5506
東山小学校 ☎3719-2694
第七中学校 ☎3714-3794

●自閉症・情緒障害特別支援学級（固定）

五本木学校（4組） ☎3711-8494
目黒中央中学校（しいの木学級） ☎3711-8394

●肢体不自由特別支援学級（固定）

油面小学校（わかたけ学級） ☎3719-1694
大鳥中学校（7組わかたけ） ☎3719-1694

●難聴・言語障害通級指導学級（通級）

東根小学校（きこえとことばの教室） ☎3424-4511

参照▶ P104・105「施設ガイド」

特別支援学級就学奨励費

▶ 学校運営課 学事係
☎ 5722-9304 FAX 5722-9333

特別支援学級などに就学するお子さんをお持ちの保護者のかたの経済的負担を軽減するために、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。

●就学奨励費を受給することができるかた

世帯の所得の合計額が一定基準以下のかた（世帯構成、年齢などによって所得基準は変動します）。

ただし、通学費・職場体験交通費は、所得にかかわらず支給されます。また、特別支援教室等に通学しているかたには、通級交通費のみが支給されます。

めぐろ学校サポートセンター

中目黒 3-6-10
▶ ☎ 3715-1531 FAX 3715-2846
参照▶ P17・96

めぐろ学校サポートセンターは、めぐろ学校教育プランが掲げる「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現を目指し、区立学校・園における教育活動を支援する教育施設です。

2つのサポート機能を持ち、「学習・相談サポート機能」では、学習支援教室めぐろエミールの運営、来室・電話教育相談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣を行っています。「教職員サポート機能」では、教職員の資質・能力の向上を図る研修を実施しています。

●めぐろエミール ☎3715-1598

相談日時 月～金曜日 9時～17時

学校を休みがちなお子さまに対して、学習指導や心理相談を実施するとともに、安心して過ごせる居場所として学習支援教室を開設しています。

●来室教育相談 ☎3712-4601（予約）

相談日時 月～土曜日 10時～17時

子どもの心理・対人関係・行動などで気になることについて、臨床心理専門の相談員が相談（面接）を行います。保護者とのカウンセリングや、本人に対する遊戯療法などを実施します。

●電話教育相談 ☎3710-6770

相談日時 月～金曜日 10時～17時

関連情報

ご存じですか？ こども110番の家

生涯学習課 青少年・地域教育支援係
☎5722-9309 FAX3715-3099

「こども110番の家」は区、警察署、PTA、住区住民会議や防犯協会などが協力し合って全区的に取り組みを行っています。

このステッカー（プレート）を掲示している所は、子どもたちが危険を感じた時に駆け込める場所です。

「こども110番の家」にご協力いただけるご家庭、商店や事業所を随時募集しております。詳細は、お問い合わせください。



奨学資金制度

▶ 子育て支援課 子育て支援係
☎ 5722-9894 FAX 5722-9328

●目黒区奨学金制度

私立高等学校や私立高等専門学校に入学する上で必要な奨学資金を無利子でお貸しします。募集は毎年11月中旬から12月下旬です(連帯保証人1名が必要です)。

返還は、高校・高等専門学校卒業1年後から10年以内です(大学などへの進学者は、正規の修学期間中、返還を猶予することができます)。

貸付限度額

30万円以内

●目黒区以外の奨学金制度

○日本学生支援機構(旧日本育英会)

対象 大学院、大学、短期大学等に進学したかた

○東京都育英資金(都)

対象 専修学校、高等学校に進学を希望しているかたや在学中のかた

○交通遺児育英会

対象 保護者が交通事故で死亡した家庭の生徒・学生または、保護者が交通事故で重度の後遺症となった家庭の生徒・学生

○あしなが育英会

対象 大学、専門学校、高等学校に進学を希望している遺児

○高等教育の修学支援新制度(国)

対象 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学を希望しているかたや在学中のかた

林間学園など

▶ 学校運営課 学校事業支援係
☎ 5722-9310 FAX 5722-9333

区立の小・中学生たちが、学校行事の宿泊施設として利用しています。

○八ヶ岳林間学園

○興津自然学園

八ヶ岳林間学園については、小・中学校の利用期間等を除き一般利用可能です。利用方法等は学校運営課へお問い合わせください。

参照▶ P105「施設ガイド」

青少年委員

▶ 生涯学習課 青少年・地域教育支援係
☎ 5722-9309 FAX 3715-3099

青少年の余暇指導や青少年団体の育成など、幅広く青少年の健全育成活動を支援します。

青少年の自主活動の相談

▶ 青少年プラザ 中目黒 2-10-13 (中目黒スクエア内)
☎ 5721-8575 FAX 5721-8577

青少年の団体の活動やグループづくりなどの相談・助言を行います。

※令和7年4月より機能を他の施設に移転する予定です。